

平成30年6月20日

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

本年1月に最高裁判所長官に任命されました。時代の要請に的確に答えて、司法がその役割を果たしていけるよう、力を尽くしていきたいと思っています。

さて、平成30年も半ばに至り、一つの時代の区切りを迎えようとしています。振り返ると、審理の充実・促進を目指す裁判の現場の大きな期待を担って平成10年に現行民事訴訟法が施行され、平成12年には事実認定手続の適正化や被害者配慮制度の新設等を内容とする少年法の改正がされました。さらに、平成13年には司法制度改革審議会の最終意見が公表され、広範な領域で様々な制度改正が行われることとなり、特に裁判制度に関する最大の改革であった裁判員制度が平成21年に実施されました。その後も、平成25年に手続の透明化・適正化を図ることなどを目的として家事事件手続法が施行されるなど、この20年余りの間、裁判の全ての分野にわたって、その態勢と機能を強化し、より身近で、頼りがいのある司法を実現することを期して、大きな制度改革がされ、その後安定的な運用が図られてきたということができようかと思っています。

しかし、我が国の社会経済に目を向けると、国際化、少

子高齢化，家族観の多様化といった構造的な変化は，日々実感するところですし，今後もそのスピードを増していくことは想像に難くありません。また，近時，情報通信技術やA I技術が急速に普及，発展し，裁判手続のI T化の検討も喫緊の課題となっており，長期的視野に立った新たな施策を作り上げていくことが求められています。このような状況の下で，連続性と発展性を兼ね備えた次代の改革の検討を適切に行っていくためには，これまで裁判の各分野で行われてきた改革について，裁判を運営する立場から虚心坦懐にこれを総括することが不可欠な作業であるといえましょう。さらに，これら各分野での改革を独立したものと捉えるのではなく，我が国の裁判の在りようを今一度全体として見つめ直し，世界の潮流も視野に入れながら，司法としての共通の基盤を確認することも重要な課題であるように思われます。

民事事件については，審理判断の質を更に高めていくことが求められる中で，適正迅速な裁判を実現するとともに裁判官全体の力量を向上させるための方策として，合議の充実・活用を図ったり，裁判官同士の意見交換を活性化したりする取組が進められてきました。今後は，民事訴訟法

が志向する争点中心型の充実した審理という理念が実務の様々な局面において具体的に意味するところを改めて確認した上で、その視点から現在の審理判断の在りようについて実証的かつ批判的に検証することが必要です。そのためには、一人一人の裁判官が主体的、積極的に関与することが不可欠ですが、この取組を組織的課題として位置付け、部や庁といった単位において、更には上級審との間においてもこのような認識を共有した上で、意識的に進められることを期待します。裁判手続のIT化は、裁判全体の適正化、合理化といった要素も視野に入れて推進されるべきであり、民事裁判の在り方を振り返るための重要な契機と捉えるべきものと考えます。

裁判員制度は、来年5月には、施行から10年を迎えます。刑事裁判全体の姿を変えていくものとして、これからもこの制度を堅実に育てていくためには、公判前整理手続における争点及び証拠の整理がその事件にふさわしい的確なものとなっているのか、審理・評議において裁判員と裁判官との真の意味での協働が実現できているかといった大きな課題に正面から取り組まなければなりません。そして、1万件を超える事例の積み重ねによってこうした課題のよ

り本格的な検討が可能になっているという現状認識に立って、議論を深めていく姿勢が求められています。刑事裁判の根幹に触れる変革につながるものであることを一層明確に意識して、実証的な検討が進められることを望みます。また、裁判員候補者の辞退率の上昇、出席率の低下という課題についても、国民から幅広い協力を得ていくためには、裁判所が地域の実情・動向に触れる機会を増やしつつ地道な取組を続けていく必要があります。さらに、今月からは、被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大され、いわゆる協議・合意制度が施行されるなど、新たな制度の導入が続いています。これらについても、施行後の運用状況を注視しながら、円滑な実施を図っていくことが必要です。

社会の変化の中で、家庭裁判所の果たす役割への期待が、家庭を取り巻く多くの局面において同時的に高まっています。子の監護をめぐる調停・審判事件等では、当事者間の価値観や感情の対立が激しく解決が困難な事件が増えていますし、少年事件においても、少年を取り巻く社会や家庭の環境の大きな変化、とりわけ、SNS等の急速な広がりにより、少年の交友関係が拡散し、非行の原因の分析や再非行防止に向けた働きかけについて、新たな視点を入れた

運用が求められる事件が少なくありません。裁判官は、裁判所書記官，家庭裁判所調査官等の関係職種とのコミュニケーションを深め，それぞれに求められる機能について認識を共通にした上で，連携を基にした手続の在り方を追求し，紛争や問題の実相を捉えた適正な解決に導いていく必要があります。また，成年後見制度については，今後も更に利用促進が図られ，国民の関心はますます高まっていくことが予想されます。引き続き，制度の適切な運用に努めるべきことはもとより，成年後見制度利用促進基本計画に基づき進められている地域連携ネットワークの整備等の取組に対しても，必要な協力をしていくことが求められています。家庭裁判所は，社会生活の単位となる家庭・家族の変化に直接に触れる中で適正な事件処理を行わなければならない場面が少なくないだけに，裁判所内はもちろん裁判所外の組織等とも十分な連携をとり，その中で社会の変化やそれに伴う裁判所の役割への期待を受け止め，的確に対応していく必要があります。そのためには，そのような意識を持って事件を処理するにとどまらず，その中で得られた知見や運用上の工夫を庁全体で共有するなどして，組織を挙げて事件処理をバックアップしていくことを忘れては

なりません。

絶えず変化し続ける社会経済の中で、国民の信頼を維持し、その期待に応えていくためには、一人一人の裁判所職員が、組織の一員としての役割を意識し、日々誠実に職務に励み、培った知見や経験を裁判事務や司法行政上の諸課題にいかしていくことが望まれます。とりわけ、組織の中核を担う裁判官は、担当職務に真摯に取り組むのは当然として、それにとどまらず、裁判所内外の事象に関心を払い、社会における裁判所の在りようにも及ぶ広い視野を持って、裁判所が抱える課題に向き合う姿勢を持つことが重要です。そのためには、何よりも、裁判官自身が主体的かつ自律的に自己研さんの努力を続けることが肝要です。また、効果的な成長支援の在り方についても、引き続き、検討を深めていく必要があると考えます。

同時に、真に自由闊達な議論ができることも、裁判所組織にとっては欠かすことができません。職種の違いや経験年数に差があっても、自由に意見を述べ議論を重ねる中で、経験の継承や新たな発想による刺激が、先例の枠に縛られない問題解決を導く契機となり、互いの能力の向上にもつながります。将来にわたり、裁判所が国民の信頼と期待に

応えていくことができるよう、各人がそうした自覚のもとに活力のある職場づくりに取り組んでもらうことを期待して、私の挨拶とします。

以上